

## ○御嵩町業務委託等条件付き一般競争入札実施要領

平成24年9月28日

訓令甲第28号

(趣旨)

第1条 この要領は、御嵩町が発注する物品・委託（以下「業務委託等」という。）の契約に係る入札の公正かつ適正な執行を確保するとともに、入札事務の透明性の向上を図るために実施する条件付き一般競争入札について、御嵩町契約規則（昭和39年規則第7号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「条件付き一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、町長が入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認め、入札に参加する者について必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(対象業務)

第3条 条件付き一般競争入札の対象となる業務委託等（以下「対象業務」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、設計金額が300万円以上で、御嵩町契約審査委員会（御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）第1条に規定するものをいう。以下「審査委員会」という。）が決定したものである。ただし、設計金額が300万円未満の場合においても審査委員会が必要と認めた場合は、対象業務とする。

- (1) 建設工事に係る設計、監理、測量、調査、企画及び計画
- (2) その他審査委員会で認めた業務

(入札の公告)

第4条 町長は、条件付き一般競争入札を行おうとするときは、契約規則第2条及び第3条の規定により、入札の公告をしなければならない。

2 前項の公告は、御嵩町役場及び各出張所の掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、公告に関し契約を担当する課（以下「契約担当課」という。）において閲覧に供し、御嵩町ホームページ（インターネットで情報発信を行うために御嵩町が開設したものをいう。第15条において同じ。）への掲載その他の方法により公表してこれを行うものとする。

(入札に参加できる者)

第5条 条件付き一般競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、次条に規定する資格要件を備えているものとする。ただし、特殊な方法等による業務で町長が特に必要と認める場合は、第3号の要件を満たさない者であっても、条件付き一般競争入札に参加できるものとする。

(1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 第8条に規定する入札参加申請書の提出の日から入札日までの間に御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年訓令甲第8号）に基づく資格停止又

はこれに準ずる措置を受けていないこと。

- (3) 御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）第7条第1項に規定する名簿に登載されているもの

（平31訓令甲15・一部改正）

（入札参加資格要件）

第6条 条件付き一般競争入札への参加資格要件は、対象業務の種類、規模等に応じ審査委員会に諮って定めるものとする。この場合において、町長は、当該参加資格要件を第4条第1項の規定による入札の公告の際に公告文に記載するものとする。

（入札に参加できない者）

第7条 前2条の規定にかかわらず、町長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させないことができる。

- (1) 法人町民税その他の地方税を滞納していること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていること又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていること又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていること。
- (4) 御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第41号）別表に掲げる要件に該当する者であること。

（入札参加申請書の提出）

第8条 第4条の入札公告に基づき、条件付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の期限までに条件付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）に、別に定める添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により提出した申請書を撤回しようとするときは、入札日の前日までに理由を記載した書面を町長に提出するものとする。

（設計図書の配布等）

第9条 設計書、図面及び仕様書は、契約担当課又は対象業務の所管課において期間を定めて閲覧に供し、申し出に応じて配布するものとする。

（入札参加資格の確認）

第10条 町長は、第8条第1項の規定により申請者から申請書が提出されたときは、速やかに当該申請者の入札参加資格の有無を確認するものとする。

（資格確認結果の通知）

第11条 町長は、前条の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、当該申請者について入札参加資格がないと認めるときは、その理由を記載した文書により当該申請者に通知しなければならない。

（入札の執行）

第12条 町長は、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の数が2に満たない場合は、当該入札を中止することができる。

2 町長は、入札の執行に当たって必要があると認めるときは、入札参加者に対し、入札書に記載された入札金額に対する工事費等内訳書を提出させることができる。（最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができる場合）

第13条 町長は、この要領に基づく条件付き一般競争入札を執行した場合において、令第167条の10第1項の規定に該当するときは、予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とするすることができる。

（入札の無効）

第14条 契約規則第14条に規定するもののほか、予定価格を超える金額を記載した入札は、無効とする。

（入札結果の公表）

第15条 入札結果の公表は、御嵩町公共工事の発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する要領（平成13年訓令甲第13号）に基づいて行うほか、御嵩町ホームページに掲載する方法で行うことができる。

（秘密の保持）

第16条 町長は、入札が終了するまでの間、申請者から提出された申請書の内容その他当該入札に係る入札参加者に関する情報を公表してはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（雑則）

第17条 この要領に定めるもののほか、条件付き一般競争入札に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令甲第15号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。